

『令和5年度物価高騰対応重点支援給付金』について

デフレ完全脱却のための総合経済対策を踏まえ、物価高騰の負担感が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯）に対し、1世帯あたり7万円を支給します。

◇対象世帯

令和5年12月1日時点において田布施町に住民登録がある世帯で、世帯全員の令和5年度の住民税均等割が非課税である世帯。

※世帯全員が課税者に扶養されている世帯は対象外です。

既に電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（3万円）を田布施町から金融機関の口座で受給され、令和5年6月1日以降世帯状況に変更がない世帯	➔	前回振込された口座への振込を希望される場合は、申請手続きなしで7万円の給付金が同じ口座に入金されます。令和6年1月下旬から2月上旬に送付予定の『支給のお知らせ』をご確認ください。令和6年2月から支給予定です。
上記の世帯以外で、対象となる可能性のある世帯	➔	令和6年1月下旬から2月上旬に『物価高騰対応重点支援給付金確認書』を郵送します。必要事項を記入して返送してください。令和6年2月下旬から支給予定です。
令和5年6月2日以降、非課税世帯に町外から転入した人がいる世帯、または世帯の非課税状況が確認できない世帯	➔	令和5年1月1日時点の市町村の課税情報を確認するため、令和6年2月上旬から中旬に『物価高騰対応重点支援給付金申請書（請求書）』を送付する場合があります。

※本給付金の対象となると思われるのに書類が届かない場合は、お問い合わせください。

■受付専用窓口

保健センター研修室（田布施町役場西隣）

■受付期間

1月29日（月）～3月13日（水）（土日、祝日を除く）

※郵送での提出にご協力ください。

■問合せ先（土日、祝日を除く）

◇物価高騰対応重点支援給付金専用

☎ 25-3807

（受付時間：専用窓口受付期間の午前9時～午後4時30分）

◇町民福祉課 福祉係（1階④窓口） ☎ 52-5810

◇給付金の詐欺に注意！

田布施町や国が、以下のことをお願いすることは絶対にありません。

■現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすること

■受給にあたり、手数料の振り込みを求めること

■メールを送り、URLをクリックして申請手続きを求めること

令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金の申請期限は2月29日（木）まで

以下の要件に該当し、まだ申請がお済みでない人はお早めに申請してください。

■給付対象者

◇ひとり親世帯の場合

①公的年金などを受給していることで、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない人

②令和5年3月分の児童扶養手当は受給していないが、食費などの物価高騰の影響で家計が急変し、収入が児童扶養手当受給者と同水準になっている人

◇ひとり親世帯以外の場合

対象児童（平成17年4月2日以降（障がいのある場合は平成15年4月2日以降）令和6年2月29日までに生まれた子）を養育する人のうち以下の要件に該当する人

①令和5年度分の住民税均等割非課税の人

②令和5年1月1日以降、食費等の物価高騰の影響で家計が急変し住民税均等割非課税相当の収入になっている人

■問合せ先

町民福祉課 児童係 ☎ 52-5810